

必要書類

- 被相続人の出生から亡くなるまでの戸籍謄本 一式
※抄本不可。謄本で取得してください。
- 被相続人の 戸籍の附票（除附票） または 住民票の除票 1通
※登記簿上に記載されている住所と最後の住所地までの移転の沿革がつくものが必要ですが、使用できるものか弊所で確認します。
※**続柄・本籍地の記載**があるものを取得してください。
※マイナンバーを記載しないで取得してください。
- 相続人全員の現在戸籍謄本（被相続人の現在戸籍と同一の場合は不要） 各1通
※抄本不可。謄本で取得してください。
- 相続人全員の印鑑証明書（3か月以内のもの） 各1通
- 遺産分割で不動産を取得される方の住民票（名義人になる方だけです） 1通
※**続柄・本籍地の記載**があるものを取得してください。
※マイナンバーを記載しないで取得してください。
- 相続人全員の身分証明書のコピー
※免許証、マイナンバーカードなど。
※健康保険証（記号番号は塗りつぶす）
※上記の証明書をお持ちでない場合はご相談ください。
- 最新年度の名寄帳（なよせちょう）
※不動産のある市役所の固定資産税課で取得。
※最新年度であって固定資産税の免税点以下の不動産も含んで取得。
- 不動産権利証
- 相続人全員の登録しているご実印
- 手続き費用

〒590-0063
大阪府堺市堺区中安井町三丁4番10号
堺東八千代ビル7階E号室
司法書士奥田事務所
TEL 072-276-4608
FAX 072-276-4609
✉ mail@okuda-sihousyosi.com